

## 令和8年度県民等参画促進事業委託業務の企画提案に係る募集要項

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 : 令和8年度県民等参画促進事業委託業務
- (2) 業務目的 : 本事業は、県民等の首里城復興への参画機会創出に係る取組及び情報発信の支援等の実施により、首里城復興基本計画の着実な推進を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 : 別添「令和8年度県民等参画促進事業委託業務仕様書」による。
- (4) 履行期間 : 契約締結日から令和9年3月12日まで
- (5) 契約限度額 : 11,605,000円(税込)
- (6) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書(以下「企画提案書」という。)の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

### 2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。  
(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去5年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体(※地方自治法第157条に規定される「公共的団体」)の情報発信やイベント運営業務を複数回受託し完了した実績があること。
- (6) 本業委託業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正・副の担当者は、過去5年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体(※地方自治法第157条に規定される「公共的団体」)の情報発信やイベント運営業務を複数回担当し完了した実績があること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。  
共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
  - ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。

- ③ 共同企業体の代表構成員が（５）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）の要件を満たす者であること。

### 3. 応募方法等

（１）オンライン説明会（ZOOMを使用）※参加は任意であり、応募要件ではありません。

ア 開催日時：令和８年６月２９日（月）１１：００～１２：００

イ 申込期限：令和８年６月２５日（木）１７：００

ウ 申込方法：

① 参加を希望される方は、上記参加申込期限までに、オンライン説明会参加申込メールアドレス（aa068501@pref.okinawa.lg.jp）宛てに、以下の申込事項をお送りください。

- ・メール件名に、「令和８年度県民等参画促進事業委託業務公募オンライン説明会参加申込」と記載してください。

- ・メール本文に、所属・担当者氏名・メールアドレス・電話番号を記載の上、送信してください。

② 送信されたメールアドレス宛て、上記アドレスから委託公募オンライン説明会に参加するためのURLを送信します。

③ 説明会当日は、送信したURLにアクセスして参加します。

※質問の回答については、後日、ホームページに掲載します。

（２）質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式５】をFAX又はメールで提出すること（受信確認必要）。質問の回答については県ホームページに掲載します。

質問受付期間：公告の日から令和８年６月３０日（火）１７：００まで

（３）企画提案への参加申込

ア 申込期限：令和８年７月３日（金）１７：００

イ 提出書類：参加申込書【様式１】、会社概要【様式３】、過去の業務実績一覧【様式３－２】、共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式４】、誓約書【様式６】

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）、FAX又はメール（受信確認をしてください。）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

（４）一次審査について

原則として、企画提案への参加申込の書面一式により過去の業務実績等の一次審査を行い、選定委員会にて参加者を選定するものとする。

※一次審査において選定された選定委員会への参加者には、令和８年７月８日（水）までに通知を行うものとする。

（５）企画提案書の提出

ア 提出期限：令和８年７月１５日（水）１７：００

イ 提出書類：提出書類は、「５.提出書類」のとおりとする。

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）

エ 提出部数：企画書６部

### 4. 企画提案書の選定に関する事項

（１）企画提案書の内容

企画提案書は、５.提出書類の（２）のとおりとする。

(2) 受託候補者選定について

「沖縄県土木建築部首里城復興課業務委託に係る企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて、企画提案書（応募者によるプレゼンテーションを含む。）の審査を行い、受託候補者を選定する。

## 5. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 企画提案書（A4版縦横自由）

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。なお、表紙は頁数に含めないでよい。

ア 業務の実施及び提案内容（審査基準①～④）

※審査基準①～④の項目毎に記載し、最大8頁以内におさめること。

イ 業務の実施体制（審査基準⑤）

- ・担当者の略歴書
- ・業務スケジュール
- ・類似業務受託実績
- ・見積 ※様式任意

提案にあたっては、総額11,605,000円（税込）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 再委託費（契約書案第9条に基づく）
- ④ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費《－再委託費》）×10%以内）
- ⑤ 消費税
- ⑥ その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

## 6. 企画提案選定委員会

(1) 予 定 日：令和8年7月22日（水）（予定）

(2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション（県庁会議室での実施）

応募者は企画提案書により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。

説明は、事前に提出した資料を用いて説明すること（追加資料の使用は認めない）。

(3) 審査結果の通知：令和8年7月24日（金）（予定）

(4) 委託契約の締結時期：令和8年7月5週目（予定）

## 7. 選定及び審査基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は次のとおり行うものとする。

① 適合審査

参加申込書及び企画提案書の提出後、選定委員会において、応募者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

② 企画提案選定委員会

選定委員会において、適合審査を通過した応募者の企画提案書およびプレゼンテーションの審査を行う。なお、委員会における点数が 50 点未満の場合は選定しないものとする。

(2) 審査基準

次の 5 項目全てを評価する総合評価方式により選考する。

① 首里城復興を学ぶ出前講座事業の実施及び事務局運営について

配点・・・40 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・出前講座を 15 回以上実施できる体制となっているか（募集方法、実施スケジュール、離島実施計画は具体的か）【10 点】</li><li>・離島地域を含め、全県的に参画機会を確保できる提案となっているか【5 点】</li><li>・出前講座の実施内容は、信頼性があり、受講者の理解を深める魅力的な構成となっているか【10 点】</li><li>・端材活用及び体験型要素について創意工夫があり、学習意欲向上につながる提案となっているか【5 点】</li><li>・集客確保策及び実施後の改善方策が具体的で実効性があるか【10 点】</li></ul>
-----------	--

② 首里城復興に係るシンポジウムの実施について

配点・・・10 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者募集に向けた効果的な広報手法が提案されているか【10 点】</li></ul>
-----------	---

③ 首里城図柄入り自動車ナンバープレートの普及促進について

配点・・・10 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・実現可能な年間普及促進計画であり、効果的な手法の提案がなされているか【10 点】</li></ul>
-----------	---

④ 首里城復興の想いを広げる独自提案企画の実施

配点・・・20 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・出前講座等と連動し、若年層の主体的参画を促し、翌年度以降も活用可能な成果物となっているか【10 点】</li><li>・実現可能性及び予算規模との整合が取れているか【10 点】</li></ul>
-----------	---

⑤ 実施体制等について

配点・・・20 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該業務を円滑に実施できるための能力・体制を有し、スケジュール管理が適正かつ実効性があるか【5 点】</li><li>・監修体制及び専門性の担保が明確か【5 点】</li><li>・見積書は予算の範囲内で正確且つ透明性があり、経済的合理性が高いか【10 点】</li></ul>
-----------	--

8. その他

(1) 企画提案に要する経費、企画提案選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画提案書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は公開し

ない。

- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1 事業者（1 共同企業体）当たり、提案は1 件とする。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3 年沖縄県条例第 15 号)第1 条第1 項に規定する県の休日を除く、9 時から17 時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101 条第2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※契約保証金について（抜粋）

- 第101 条 地方自治法施行令第167 条の16 第1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100 分の10 以上とする。
- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号）第100 条の3 第2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 地方自治法施行令第167 条の5 及び地方自治法施行令第167 条の11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
  - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 企画提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失  
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、失格とする。  
なお、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 業務委託契約額の考え方について  
当該事業は、発生経費に変動があり得る事業のため 11,605,000 円を上限に概算契約を行います。実績報告をもって額の確定を行い、実績に応じて精算します。

※確定検査等への円滑な対応のため、支出関連書類を整理・保存しておいて下さい。

## 9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部首里城復興課 企画班 伊敷  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL : 098-943-0140 FAX : 098-862-3825  
e-mail : aa068501@pref.okinawa.lg.jp